#### 社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 個人情報取扱規程(抜粋)

### (個人情報相談窓口の設置等)

- 第 27 条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報相談窓口(以下「相談窓口」という。)を総務課に置き、本会における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。
- 2 相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。
  - ① 住所

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 社会福祉法人京都府社会福祉協議会 総務部総務課

- ② 電話番号 075-252-6291
- ③ 受付時間 月曜~金曜(祝日、年末年始は除く)8時30分~12時、13時~17時15分

# (保有個人データに関する事項の公表等)

- 第 28 条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る 状態に置き、または本人から照会を受けたときに遅滞なく回答する。
  - (1)本会の名称、住所及び代表者の氏名
  - (2)すべての保有個人データの利用目的(本人への通知又は公表により第三者の管理、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合は除く)
  - (3)次項の規定による求め又は次条第一項、第30条第 I 項若しくは第3 I 条第 I 項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続き
  - (4)保有個人データの取り扱いに関する苦情の申し出先
- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (I)前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - (2)本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある 等特別の事由がある場合
- 3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない 旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

# (保有個人データの開示等)

- 第29条 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。開示の請求があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - (I)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3)他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合 その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方 法)により、開示する。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し遅滞なく行うものとする。

# (保有個人データの訂正、追加、削除等)

- 第 30 条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実 でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条にお いて「訂正等」という。)を請求することができる。
- 2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の 法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必 要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個 人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 本会は、第 I 項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部に ついて訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対 し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければな らない。

#### (利用停止等)

第31条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規 定に違反して取り扱われているとき又は第八条の規定に違反して取得されたもので あるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利 用停止等」という。)を請求することができる。

- 2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 24 条第 I 項の 規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への 提供の停止を請求することができる。
- 4 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本会は、第 I 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

#### (開示等の請求等に応じる手続)

- 第32条 本会は、開示等の請求等に関して、以下の手続により応ずるものとする。
  - (I)相談窓口への郵送
    - 本人に対して、以下のものを相談窓口宛に郵送することを求める。
    - ①「保有個人データ開示等申出書」
    - ② 本人確認書類
    - ③ 郵便切手(84円)
  - (2)本人確認手続·本人確認書類
    - 本人確認は以下の本人確認書類の写しとする。
    - ① 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード(表面)等の官公庁が発行した顔写真付き本人確認書類の写しI点
    - ② 健康保険被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない本人確認書類の写し2点

- 2 保有個人データの開示等の請求等は、次の各号の代理人によってすることができる。この場合、前項の書類に加え、代理権を確認するための書類及び代理人の本人確認書類を求める。
  - (1)未成年者又は成年被後見人の法定代理人
  - (2) 開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人